

保護者各位

茂原市教育委員会  
学校教育課長

## 就学援助制度のお知らせ

茂原市では、お子様を就学させる上で経済的にお困りの方に対して、学用品費や給食費などを援助する制度を行っています。

### ◇援助の対象となる方

生活保護に準ずる程度に困窮しており、審査の結果認定となった方です。

### ◇援助の対象となる費目・対象者・金額

令和8年度(予定) ※支給費目や金額は文部科学省が示す基準をもとに変更となる場合があります。	
費目	対象者・金額
学用品費 ※	全員(小学校:年間 11,630 円、中学校:年間 22,730 円)
通学用品費 ※	小学校 2~6 年生、中学校 2・3 年生(年間 2,270 円)
新入学児童生徒学用品費	小学校 1 年生(57,060 円)、中学校 1 年生(63,000 円) <u>※4月の時点で認定されている方のみが対象です。</u>
泊を伴わない校外活動費	参加者(交通費・見学料のみ、年 1 回)
泊を伴う校外活動費	参加者(実費、年 1 回)
修学旅行費	参加者(実費、年 1 回)
給食費	全員(実費)
医療費	治療対象者(実費) ※対象の疾病は、学校保健安全法に定めるもの(虫歯・中耳炎・結膜炎・蓄膿症など)のみです。(保険適用外の治療は対象外です)
卒業アルバム代	小学校 6 年生(実費 ※支給限度額:11,000 円) 中学校 3 年生(実費 ※支給限度額:10,000 円)
オンライン学習通信費	オンライン学習に必要な通信費(実費 ※支給限度額:15,000 円)

※学用品費及び通学用品費について： 年度途中での認定の場合は、表記の金額を月割計算し支給します。

### ◇認定基準の目安

認定基準は、家族の人数や年齢等によって変わりますが、例えば父(40 歳)、母(35 歳)、子(14 歳)、子(9 歳)の 4 人世帯で持家に居住の場合、所得の合計がおよそ 283 万円以下(収入の合計がおよそ 410 万円以下)であれば認定になる可能性が高いと思われます。※親族からの援助、児童扶養手当の受給状況等により、認定とならない場合もあります。

### ◇申請方法・申請期間

下記①②をお持ちの上、市役所 9 階の学校教育課までお越しください。

その場で申請書類にご記入いただき、受付をいたします。

- ① 保護者様の銀行口座の支店名・口座番号が確認できるもの。(新入学学用品費の振込のために必要となります)
- ② 印鑑

#### 申請期間

令和8年2月2日(月)～※2月27日(金)までにご申請いただいた場合、審査結果は3月中に郵送予定です。

## ◇注意事項

- ・原則、令和7年度の課税情報(令和6年中の所得額)をもとに審査します。
- ・原則、課税情報の調査・確認を学校教育課が行います。
- ・「新入学児童生徒学用品費」の支給時期は下記のとおりです。

- |                                       |           |
|---------------------------------------|-----------|
| ① 令和8年2月27日(金)までに申請し、認定となった場合         | →令和8年3月末頃 |
| ② 令和8年3月2日(月)~4月10日(金)までに申請後、認定となった場合 | →令和8年5月末頃 |

- ・令和8年4月13日(月)以降も、令和8年12月まで随時申請は受け付けていますが、この期間に申請し、認定となつても「新入学児童生徒学用品費」は支給されませんので、ご注意ください。
- ・すでに小学校又は中学校で認定を受けている兄姉がいる場合でも、自動的に認定とはなりませんので、個別に申請いただく必要があります。
- ・小学校又は中学校に通っている兄姉の申請方法については、1月~2月頃に学校を通してお知らせします。

### お問い合わせ先

茂原市教育委員会学校教育課  
茂原市道表1番地 茂原市役所9階  
TEL:0475-20-1558  
E-Mail:gakkou@city.mobara.chiba.jp